

令和4年第3回安堵町議会定例会会議録

(3日目)

令和4年9月16日(金)開議

午前10時

1 応招議員 9名

1 番	松田 勝	2 番	増井 敬史
3 番	近藤 晃一	4 番	山岡 敏
5 番	福井 保夫	6 番	森田 裕康
7 番	浅野 勉	8 番	森田 瞳
9 番	大星 成司		

2 出席議員 9名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	堀口 善友
教 育 長	辰己 秀雄		
総 務 部 長	富井 文枝	住 民 生 活 部 長	吉田 一弘
事 業 部 長	吉村 良昭	教 育 次 長	辻井 弘至
総 合 政 策 課 長	富士 青美	危 機 管 理 室 課 長	吉田 裕一
税 務 課 長	勝井 顯	住 民 課 長	増田 篤人
子ども家庭推進室課長	藤岡 征章	健康福祉推進室課長	井上 育久
まちづくり推進課長	池田 佳永	都 市 整 備 課 長	廣瀬 好郁
教 育 推 進 課 長	吉田 彰宏	会 計 室 長	西田 淳二

5 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	溝本 貴宏	議 会 事 務 局 主 事	島田 ちひろ
-------------	-------	---------------	--------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

第 1 文教厚生常任委員会委員長報告

議案第 8号 安堵町地域福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する  
条例の制定について

議案第10号 安堵町教育・文化振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定  
について

第 2 総務産業建設常任委員会委員長報告

議案第 9号 安堵町公共施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定  
について

議案第12号 令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について

議案第14号 国土交通省による大和川直轄河川改修遊水地整備事業における土地  
代金及び工作物移転に伴う契約の締結について

第 3 一般会計決算審査特別委員会委員長報告

認定第 1号 令和3年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について

第 4 特別会計等決算審査特別委員会委員長報告

認定第 2号 令和3年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 3号 令和3年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 4号 令和3年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算  
の認定について

認定第 5号 令和3年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて

認定第 6号 令和3年度安堵町水道事業会計決算の認定について

第 5 議案第15号 安堵町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

第 6 議員派遣について

第 7 常任委員会の閉会中の継続調査について

第 8 特別委員会の閉会中の継続調査について

第 9 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

-----  
開 会  
午前10時00分  
-----

議長（森田 瞳） 改めまして、おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

議長（森田 瞳） 只今の出席議員は9名でございます。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

本日の会議を開きます。

副町長（堀口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。堀口副町長。

副町長（堀口善友） おはようございます。誠に申し訳ございませんが、本日の会議、西田会計室長と、池田まちづくり推進課長がコロナ療養中のため欠席とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

議長（森田 瞳） はい。了解いたしました。

日程第1「文教厚生常任委員会委員長報告」を議題といたします。

文教厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田委員。

（松田文教厚生常任委員会委員長 登壇）

文教厚生常任委員会委員長（松田 勝） 皆さん、おはようございます。

(「おはようございます」という声あり)

文教厚生常任委員会委員長(松田 勝) 文教厚生常任委員会委員長の松田勝でございます。それでは、只今から報告をさせていただきます。

文教厚生常任委員会報告。本会議で付託された議案の審査等のため、当常任委員会を開催したので、安堵町議会会議規則第71条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1. 調査事項、付託案件について。

議案第8号「安堵町地域福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について」、議案第10号「安堵町教育・文化振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」、「スポーツクラブ(教室)と、文化クラブ(教室)の今後の進展について」

2. 開催日時及び場所、令和4年9月8日、木曜日、午前10時から、安堵町議会第2委員会室。

3. 出席者、(1) 委員、私、松田委員長をはじめ、浅野副委員長、増井委員、近藤委員、山岡委員、福井委員、森田裕康委員、森田瞳委員、大星委員です。(2) 説明員、富井総務部長、吉田住民生活部長、辻井教育次長、富士総合政策課長、井上健康福祉推進室課長、吉田教育推進課長。(3) 議会事務局、溝本事務局長、島田主事でございます。

4. 内容、9月1日の本会議で付託された案件について、担当課長から詳細説明を受け、慎重に審査いたしました。当常任委員会としての結果は次のとおりです。

(1) 議案第8号「安堵町地域福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について」、担当課長から補足して、現在の安堵町地域福祉基金の残金は6,580万円であるとの説明がありました。

採決の結果、全員賛成で当常任委員会としては、原案のとおり可決するものと決した。

(2) 議案第10号「安堵町教育・文化振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」

採決の結果、全員賛成で当常任委員会としては、原案のとおり可決するものと決しました。

(3) スポーツクラブ(教室)と文化クラブ(教室)の今後の進展について、担当次長より、10月29日開催予定の「ジュニアランニング教室」の開催予定の説明がありました。クラブ活動については、委員から多くの意見が出され、子供及び子育て世代の人口増に関する対策検討特別委員会で論議を継続することとなりました。

以上でございます。

議長(森田 瞳) これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、案件ごとに討論、採決を行います。

はじめに、議案第8号「安堵町地域福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について」、討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第8号について採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案どおり可決です。

議案第8号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（森田 瞳） 次に、議案第10号「安堵町教育・文化振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」、討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第10号について採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案どおり可決です。

議案第10号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（森田 瞳） 日程第2「総務産業建設常任委員会委員長報告」を議題とします。

総務産業建設常任委員長の審査結果報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長（大星成司） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。大星総務産業建設常任委員長。

（大星総務産業建設常任委員会委員長 登壇）

総務産業建設常任委員会委員長（大星成司） おはようございます。総務産業建設常任委員長 大星でございます。それでは総務産業建設常任委員会委員長報告をさせていただきます。

本会議で付託された議案の審査等のため当委員会を開催したので、安堵町議会会議規則第71条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1. 調査事項、付託案件及び審議案件について。

議案第9号「安堵町公共施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」、議案第12号「令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について」、議案第14号「国土交通省による大和川直轄河川改修遊水地整備事業における土地代金及び工作物移転に伴う契約の締結について」

次に、2. 開催日時及び場所、令和4年9月9日、金曜日、午前10時から、安堵町議会第2委員会室。

3. 出席者、委員長 私、大星と、増井副委員長、松田委員、近藤委員、山岡委員、福井委員、森田裕康委員、浅野委員、森田瞳委員です。説明員として、富士（正：富井）総務部長、吉村事業部長、富士総合政策課長。事務局からは、溝本事務局長、島田主事です。

次に、4. 内容として、9月1日の本会議で付託された案件について各部長、課長から詳細な説明を受け慎重に審査いたしました。当委員会としての結果は次のとおりです。

（1）議案第9号「安堵町公共施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」の説明を受け、各委員の質疑の概要は以下のとおりです。

積立の規模や決まりに関しては、毎年の決まりはなく、その年度ごとの余剰金の都合により決まる。道路整備等の予算化に対しては、予算化は計画的にするが、臨時的や緊急時に活用す

る。

以上のとおり審議し、採決の結果、当常任委員会としては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

(2) 議案第12号「令和4年度安堵町一般会計補正予算(補正第5号)について」の説明を受け、審議し、採決の結果、当常任委員会としては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

(3) 議案第14号「国土交通省による大和川直轄河川改修遊水地整備事業における土地代金及び工作物移転に伴う契約の締結について」の説明を受け、各委員の質疑の概要は以下のとおりです。

詳しい地番や面積などの資料の提示を求め詳しく説明を受ける。遊水地への質問も多く、大和川堤防の道路拡幅について、幅も大事だが高さ制限の改善等の国との交渉を要望する。遊水地の利活用についても、安堵町民のためになるよう引き続き国との交渉を要望する。

以上のとおり審議し、採決の結果、当常任委員会としては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長(森田 瞳) 只今、委員長の方から説明を受けさせていただきました、出席者の中、説明員の中で、総務部長 富井文枝氏とあるのが、富士文枝氏と発言がございました。お詫びして訂正させていただきます。正しくは、総務部長 富井文枝氏でございます。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

これより、案件ごとに討論、採決を行います。

はじめに、議案第9号「安堵町公共施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」、討論を行います。

討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、議案第9号について採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案どおり可決です。

議案第9号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。お座りください。

議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長(森田 瞳) 次に、議案第12号「令和4年度安堵町一般会計補正予算(補正第5号)について」、討論を行います。

討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、議案第12号について採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案どおり可決です。

議案第12号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。お座りください。

議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長(森田 瞳) 次に、議案第14号「国土交通省による大和川直轄河川改修遊水地整備事業における土地代金及び工作物移転に伴う契約の締結について」、討論を行います。

討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、議案第14号について採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決です。

議案第14号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。お座りください。

議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長(森田 瞳) 日程第3「一般会計決算審査特別委員会委員長報告」を議題といたします。

一般会計決算審査特別委員長の審査結果報告を求めます。

一般会計決算審査特別委員会委員長(大星成司) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。大星委員長。

(大星一般会計決算審査特別委員会委員長 登壇)

一般会計決算審査特別委員会委員長(大星成司) それでは、一般会計決算審査特別委員会報告をさせていただきます。

本委員会に付託された事件について、安堵町議会会議規則第71条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1. 審査事件、認定第1号「令和3年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」
2. 開催日時及び場所、令和4年9月6日、火曜日、10時から、安堵町役場3階31会議室。
3. 出席者、委員長である私、大星と、松田副委員長、増井委員、近藤委員、山岡委員、森田裕康委員、浅野委員。オブザーバーとして、森田議長、福井議員選出監査委員です。説明員として、西本町長、堀口副町長、辰己教育長、富井総務部長、吉田住民生活部長、吉村事業部長、辻井教育次長、富士総合政策課長、吉田危機管理室課長、勝井税務課長、増田住民課長、井上健康福祉推進室課長、池田まちづくり推進課長、廣瀬都市整備課長、西田会計管理者職務代理、吉田教育推進課長。事務局から、溝本議会事務局長、島田主事です。
4. 一般会計決算審査特別委員会報告。付託案件 認定第1号「令和3年度安堵町一般会計歳

入歳出決算の認定について」、審査した結果を報告します。

令和3年度一般会計決算の概要について、会計管理者職務代理から「主要な施策の成果説明書」に基づき以下の説明を受け、各委員から活発な質疑が出された。

令和3年度予算は、計画最終年度となった「第4次安堵町総合計画」の実現や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」のそれぞれの趣旨を踏まえ、同時に令和4年度から始まる「第5次安堵町総合計画・第2期総合戦略」の策定に向け必要な諸経費が計上された。

また、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響による増減が多くみられた。

一般会計歳入決算の主なもの。町税全体では、約7,827万1,000円、マイナス9.9%の減少となり、地方交付税は、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金等、財源需要の増加及び基準財政収入額の減少により、大幅な増加となった。

国庫支出金、県支出金は、新型コロナ感染症関連の補助金の減少により、ともに減少となりました。繰入金は、資金不足による財政調整基金の繰入れを行わなかったため減少。

一般会計歳出決算の主なもの。①新型コロナウイルスワクチン接種に伴う会計年度任用職員の増加。②衆議院議員選挙執行経費、固定資産評価業務委託、町指定ごみ袋作成委託、道路台帳見直し委託、被災者支援システム導入委託等による経費。③新型コロナウイルス感染症に伴う子育て世帯への臨時給付金、住民税非課税世帯等特別給付金等による増加。④広域消防組合やまほろば環境衛生組合への負担金。その他、前年度の各種事業の完了により大幅な減少となった。

令和3年度の歳入総額	39億	268万6,294円
歳出総額	36億2,487万3,097円	
繰越明許費繰越額	2,376万3,000円	
実質収支額	2億5,405万	197円の黒字
単年度収支	1億	751万8,000円の黒字
実質単年度収支	2億	592万3,000円の黒字となった。

令和3年度の決算は、単年度収支、実質単年度収支ともに黒字、また、経常収支比率は前年度より2.4%改善され93.4%となった。これらの要因は、公有地売り払い収入、普通交付税の増加、新型コロナウイルス感染症対応地方交付金の有効活用によるものである。

地方税は大きく減少し、今後の一般財源の確保が不透明な中、持続可能なまちづくり、行政サービスを提供するためには、引き続き経常的経費の削減や臨時的事業の見直しを進めていくと説明があった。

採決の結果、認定第1号「令和3年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、出席委員全員が賛成。よって、当委員会は、認定第1号を原案のとおり認定すべきものと決した。

以上です。

議長（森田 瞳） これより、委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。  
これより、討論を行います。  
討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。  
これより、認定第1号「令和3年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」、採決します。  
本案に対する委員長の報告は認定です。  
認定第1号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。  
認定第1号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長（森田 瞳） 日程第4「特別会計等決算審査特別委員会委員長報告」を議題といたします。  
特別会計等決算審査特別委員長の審査結果報告を求めます。

特別会計等決算審査特別委員会委員長（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井委員長。

（増井特別会計等決算審査特別委員会委員長 登壇）

特別会計等決算審査特別委員会委員長（増井敬史） 委員長の増井です。

特別会計等決算審査特別委員会報告。本委員会に付託された審査について、別紙のとおり会議規則第71条の規定により報告します。

1. 審査案件、認定第2号「令和3年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第3号「令和3年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第4号「令和3年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について」、認定第5号「令和3年度安堵町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第6号「令和3年度安堵町水道事業会計決算の認定について」

2. 審査の経過、（1）開催日時、令和4年9月7日、水曜日、午前10時から。（2）開催場所、安堵町議会第2委員会室。（3）出席委員、委員長 増井敬史、副委員長 近藤晃一、委員 松田勝、委員 山岡敏、委員 森田裕康、委員 浅野勉、委員 大星成司、以上7名。

（4）オブザーバー、議長 森田瞳、議員選出監査委員 福井保夫。（5）説明員、西本町長、堀口副町長、富井総務部長、吉田住民生活部長、吉村事業部長、富士総合政策課長、増田住民課長、井上健康福祉推進室課長、池田まちづくり推進課長（欠席）、西田会計管理者職務代理。

（6）事務局、溝本事務局長、島田主事。

3. 特別会計等審査特別委員会報告。9月1日の本会議で付託を受けた、令和3年度安堵町特別会計等歳入歳出決算を審査するため、決算審査特別委員会を開催しましたので報告します。

（1）認定第2号「令和3年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

令和3年度の決算額は、歳入総額10億2,502万3,834円、歳出総額10億3,216万5,811円、実質収支額は714万1,977円の赤字、単年度収支額149万1,879円の黒字である。

令和6年度の県統一化に向け累積赤字の解消を図るとともに、不納欠損の146件、約424万円について改善に努めるよう要望した。

審査の後、採決に移り、全委員の賛成で、本件について当委員会は認定すべきものと決した。

（2）認定第3号「令和3年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

令和3年度の決算額は、歳入総額・歳出総額ともに2億5,723万7,312円、前年度比2,710万850円の減である。また、令和3年度末における下水道整備状況は、処理区域内人口6,825人を基に算出すると、下水道普及率96.1%、水洗化率70.4%であり、年々微増している。今年度、改良住宅の下水道接続工事が8件実施され、計画的に水洗化されていることを確認した。また、地区別整備状況は前年度対比が分かるように改善されるよう要望した。

審査の結果、採決に移り、全委員の賛成で、本件について当委員会は認定すべきものと決し

た。

(3) 認定第4号「令和3年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について」

令和3年度の決算額は、歳入総額7億4,996万3,296円、歳出総額7億3,993万3,709円、実質収支額は1,002万9,587円の黒字である。単年度収支は2,965万439円の赤字である。

審査の結果、採決に移り、全委員の賛成で、本件について当委員会では認定すべきものと決した。

(4) 認定第5号「令和3年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

本特別会計は75歳以上の高齢者を対象として平成20年4月に創設された。運営は都道府県単位の広域連合組織が行っている。令和3年度の決算額は、歳入総額1億1,011万6,343円、歳出総額1億968万5,143円、実質収支額は43万1,200円の黒字である。

審査の結果、採決に移り、全委員の賛成で、本件について当委員会では認定すべきものと決した。

(5) 認定第6号「令和3年度安堵町水道事業会計決算の認定について」

収益的収入及び支出について。収益的収入1億8,911万7,929円、収益的支出1億6,436万9,161円、差引額2,474万8,768円の黒字である。資本的収入及び支出について。資本的収入0円、資本的支出3,586万9,575円。

審査の後、採決に移り、全委員の賛成で、本件について当委員会では認定すべきものと決した。  
以上。

議長（森田 瞳） これより、委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これより案件ごとに、討論、採決を行います。

はじめに、認定第2号「令和3年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論を行います。

討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、認定第2号について採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第2号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。お座りください。

認定第2号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長(森田 瞳) 次に、認定第3号「令和3年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) なしと認めます。

これより、認定第3号について採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第3号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。お座りください。

認定第3号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長(森田 瞳) 次に、認定第4号「令和3年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳

出決算の認定について」、討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、認定第4号について採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第4号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。お座りください。

認定第4号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長(森田 瞳) 次に、認定第5号「令和3年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論を行います。

討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) なしと認めます。

これより、認定第5号について採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第5号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。お座りください。

認定第5号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長（森田 瞳） 次に、認定第6号「令和3年度安堵町水道事業会計決算の認定について」、討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これより、認定第6号について採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。

認定第6号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

認定第6号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長（森田 瞳） 只今の時間が、10時30分です。

10時45分まで、暫時休憩いたします。

-----  
休 憩（午前10時30分）

再 開（午前10時45分）  
-----

議長（森田 瞳） 休憩前に引き続き、再開いたします。

先程、増井議員の委員長報告の中で、開催しました当日の説明員の中で、まちづくり推進課長 池田課長の名前を読み上げさせていただいておりましたけども、失礼いたしました、欠席でございましたので、お詫びし、訂正をさせていただきます。



議長（森田 瞳） これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。  
討論を省略し、これより議案第15号を採決します。  
この採決は起立によって行います。  
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。  
議案第15号は、同意することに決定いたしました。  
選任同意されました富井氏の入場を許可します。

（富井文枝氏 入場）

議長（森田 瞳） 富井氏に御報告申し上げます。只今、議案第15号は、議員全員の賛成で同意されました。

---

議長（森田 瞳） 日程第6「議員派遣について」を議題といたします。  
お手元の資料を御覧ください。  
内容の説明をしてください。

議会事務局長（溝本貴宏） 失礼いたします。議員派遣について。  
本議会は、地方自治法第100条第13項及び安堵町議会会議規則第122条の規定により、  
下記のとおり議員を派遣する。  
記。  
施設視察（1）目的、原子力発電についての知識を深め、議会の活性化に資することを目的と

する

(2) 派遣場所、福井県大飯郡おおい町 大飯原子力発電所

(3) 派遣期日、令和4年11月24日から11月25日まで

(4) 派遣議員、松田勝、増井敬史、近藤晃一、山岡敏、福井保夫、森田裕康、浅野勉、森田瞳、大星成司議員

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） ありがとうございます。

お諮りします。

お手元の資料のとおり、議員派遣することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

配布資料のとおり議員派遣することに決定いたしました。

なお、理事者側への参加につきましては、町長、そしてまちづくり推進課長、2名の今のところ予定をさせていただいているところでございますので、後刻また議長名をもって御案内を申し上げます。

よろしくお願いいたします。

---

議長（森田 瞳） 日程第7「常任委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

各常任委員長から、所管事務について会議規則第69条の規定により、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

議長（森田 瞳） 日程第8「特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題といたします。

子供及び子育て世代の人口増に関する対策検討特別委員長から、所管事務について会議規則第69条の規定により、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

議長（森田 瞳） 日程第9「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」。

議会運営委員長から、議会の運営に関する事項について、会議規則第69条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

議長（森田 瞳） 本日の日程は、これにて全て終了いたしました。

最後に、今月末をもって退職されます、堀口副町長より御挨拶をいただきたいと思います。

副町長（堀口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。堀口副町長。

（堀口副町長 登壇）

副町長（堀口善友） 堀口でございます。御案内のとおり今月30日をもちまして、副町長の職を退任させていただくこととなりました。本当にお世話になりました。ありがとうございます。

思い起こせば、一般職の時代と合わせて40年間安堵町に務めさせていただきました。その間、大過なく過ごせたということは、ひとえに皆様方の御支援の賜物と深く感謝しております。ありがとうございます。

さて、10月1日からは一住民となる訳でございます。一住民となりましても安堵町、安堵町議会の発展を見守ってまいりたいと考えております。

また、私にできることがあれば、微力ではございますが側面からお支えさせていただく所存でございます。

これで仕事は「終わり」ということになるのですが、とりあえず国民の三大義務であります勤勉・勤労これについては、つつがなくやりきったという感じでございます。あと、残る納税に関しましては、健康保険とかありますので、これはしばらく続けていかんとあかんで、もうちょっと頑張らせていただきます。

また、皆様方の御支援の賜物で今日を迎えた訳でございますけれども、一住民になったとは言え、皆様方安堵町、そして安堵町議会の今後益々の発展と、皆様方の御多幸、御清祥を御祈念を申し上げまして私の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。お世話になりました。

（拍手）

議長（森田 瞳） ありがとうございました。

以上を持ちまして令和4年第3回安堵町議会定例会を閉会いたします。

お疲れでございました。

-----  
閉 会

午前10時55分  
-----